

伊東市廃屋解体・撤去補助金交付事業の概要

1 事業の趣旨

伊東市の個性的で魅力あふれる景観を守り、育て、創るため、周辺の景観を著しく阻害し、防火・防犯上不適切な状態にある建築物を自主的に解体・撤去する費用の一部を補助します。

2 対象となる建築物の主な条件

- ・直近5年以内の期間において売買等所有権移転が行われていないもの
- ・直近1年以内の期間において居住又は倉庫等で利用されていないもの
- ・10平方メートル以上の床面積を有するもの
- ・腐食等の劣化により本来の用途に供することができず、周辺の景観を著しく阻害しているもの
- ・防火・防犯上不適切な状態にあるもの
- ・市の審査会において廃屋と判定されたもの
- ・当該廃屋が、企業・団体等の所有でないもの

3 補助金交付対象者となる主な条件

- ・伊東市内に所在する当該廃屋の所有者
*原則として廃屋の所有者が申請者となります。廃屋の所有者以外の方が申請する場合や、共有名義や故人名義で複数の相続人が存在する場合は、別途、委任状等が必要となります。
→「補助金交付事業の提出書類及び流れ」参照
- ・伊東市に納入すべき税を滞納していない者
- ・廃屋の解体・撤去後、当該地の良好な景観の形成に十分に配慮することが認められる者
- ・解体・撤去に関し、他の公的補助金の交付を受けていない者

4 補助金の額

廃屋の解体・撤去及び処分に係る費用の1/2以内で、1棟につき30万円が上限です。

5 補助金交付の条件

- ・廃屋に属する地下埋設物等の除却費用や残存家財の処分費用等は除きます。
- ・移転等の公的補償となる対象物件は除きます。
- ・申請者1人1回限りの交付とし、対象は1申請につき1棟のみとなります。

6 交付適否の判定

上記2～5について「審査会」にて審査を行い、補助金交付の適否の判定をした後、市長への報告を経て決定します。審査の結果、補助金が不交付となる場合もあります。